

平成25年12月 6 日開会

平成25年12月 6 日閉会

平 成 25 年 三 宅 町 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成 2 5 年 1 2 月三宅町議会第 4 回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (1 2 月 6 日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第 7 4 号～議案第 7 8 号、議案第 8 0 号、議案第 8 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第 7 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
一般質問	19
渡 辺 哲 久 君	19
廣 瀬 規矩次 君	25
松 田 睦 男 君	28
閉会中の継続審査について	36
町長挨拶	36
閉会の宣告	37
署名議員	39

三宅町告示第169号

平成25年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

平成25年11月25日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 招集日時 | 平成25年12月6日 金曜日 |
| | 午 前 9時30分 開 会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3階 議会議場 |

平成25年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

平成25年12月 6日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	12月6日 金曜日	午前 9時30分	定例会開会

平成25年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成25年12月6日金曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 巳	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀
梅 本 勝 久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	中 村 吉代茂
教育委員長	岡 本 真寿美	代表監査委員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	中 川 章	未来創造部	東 浦 一 人
くらし創造部長	松 本 幹 彦	土木環境部長	岡 本 豊 彦
幼 児 園 長	吉 井 五十鈴	健康子ども部長	中 田 進
教育長職務代理者教育委員会次長	吉 田 明 宏	会 計 管 理 者	向 井 理 則

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議 会 事 務 局	土 江 義 仁	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	古 川 知 津		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	川 口 靖 夫	4 番 議 員	中 尾 正 巳
---------	---------	---------	---------

平成25年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成25年12月 6日 金曜日

午 前 9時30分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第74号 平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第75号 平成25年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第5 | 議案第76号 平成25年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算について |
| 日程第6 | 議案第77号 平成25年度三宅町水道事業会計第2回補正予算について |
| 日程第7 | 議案第78号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第79号 三宅町児童館及び放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第80号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について |
| 日程第10 | 議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について |
| 日程第11 | 一般質問について |

◎議長挨拶

○議長（馬場武信君） 定刻になりましたので会議を始めたいと思います。

本日、平成25年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日提出されております議案につきましては、平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算についてを初めとする議案8件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められるよう、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力賜り、慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、ここに平成25年12月三宅町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席いただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算を合わせ補正予算案4件、条例の改正案1件、指定管理者の指定案1件、規約の変更案等2件をご提案申し上げ、ご審議いただくわけでございますが、何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（馬場武信君） ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成25年12月三宅町議会第4回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議に入ります。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付いたしておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場武信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、川口靖夫君、4番議員、中尾正巳君の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（馬場武信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定しました。

◎議案第74号～議案第78号、議案第80号、議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） これより議事に入ります。

お諮りします。

日程第3、議案第74号 平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより、日程第10、議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略し、一括上程したいと思います。日程第8、議案第79号 三宅町児童館及び放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定については、議員に直接の利害関係者のある議案であると認められますので、本件を除く議案7件について一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要を説明いたします。

それでは、議案第74号 平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算案についてからご説明を申し上げます。

まず、歳出人件費については、職員人件費の確定による減額等が生じたため、人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので、説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額としては、増減額合わせて差し引きゼロとなっております。

次に、款2総務費、項1総務費管理費においては、補助金仕分けを当初業者委託で予算計上いたしておりましたが、その後検討を行いました結果、町内の学識経験者、行政委員、元行政職員等から成る補助金仕分委員会による補助金仕分けを行うほうがより町政に対して意見等を反映することができることから、補助金仕分委員の報償費として3万6,000円の増額を行い、仕分委員会に要する経費として、需用費1万円の増額及び委託料等の減額を合わせ163万7,000円の減額補正予算を計上いたしております。

文書広報費では、広報誌印刷代及び広報掲示板修繕に伴い43万6,000円、財産管理費においては、庁舎エントランス屋根、床並びに2階女子トイレの補修費用165万2,000円、公有財産購買にかかるインターネット落札システム使用料を合わせ73万8,000円、企画費の128万4,000円は、情報系電子計算システムに係る職員端末ノートパソコン等の備品購入費の増額補正をおのの行っております。

項2徴税費においては、国税連携システム及び電子申告等のクライアント端末におけるオペレーティングシステムの変更に伴う経費及び住民税税制改正対応業務実績過小による減額合わせ44万8,000円の減額を行っております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費においては、障害者自立支援事業の給付者の増加等により965万9,000円、国民健康保険特別会計繰出金277万4,000円、第6期介護保険事業計画に要するアンケート調査経費として15万6,000円の増額を行っております。

項2児童福祉費においては、子ども・子育て支援制度に係る電子システム構築等委託料892万5,000円の増額を行っております。

款4衛生費、項1保健衛生費においては、定期予防接種対象者の減少に伴い788万1,000円

の減額を行っております。

項2 清掃費においては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備負担金として123万円の増額を行っております。

款7 商工費、項1 商工費においては、地場産業周知事業並びに観光歴史遺産施設設備整備補助金等合わせて164万3,000円の増額補正を行ったものであります。

款8 土木費、項2 道路橋梁費においては、町道1号線インターチェンジ関連整備事業に係る用地購入費として1,330万円、物件補償費で923万円の増額補正を行ったものであります。

項3 都市計画費においては、都市計画マスタープラン本編の不足に伴う印刷代71万4,000円、飛鳥川水辺第1公園転落防止柵修繕費用として46万6,000円の増額をおのの行っており、企業立地パンフレット製作に係る経費の15万8,000円の減額については、既に本町の企業立地に関する内容は奈良県企業立地パンフレットに掲載していただいておりますことから、今回減額補正予算を行ったところであります。

款9 消防費、項1 消防費においては、災害時優先衛星携帯電話の契約期間が平成26年3月31日に終了することから、その後の更新に係る費用として14万2,000円、山辺広域行政事務組合から三宅町へ消防事務が移管となったことから、消防団員活動服へのネーム入れが必要となることから18万9,000円の増額をおのの図っております。

款10 教育費、項4 幼稚園費においては、損害賠償請求事件の控訴着手金として52万5,000円の増額を図っております。

款14 予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため482万6,000円の減額を行っております。

次に、歳入につきましては、款13 国庫支出金及び款14 県支出金においては、民生負担金で国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分に係る負担金で26万7,000円の増額、障害者自立支援事業費に係る給付費712万5,000円の増額及び福祉医療費助成事業県補助金で88万5,000円の増額、奈良県安心子ども基金特別対策事業県補助金141万3,000円の増額、奈良県風しんワクチン接種緊急促進事業補助金の3万4,000円の増額を行っております。

款19 諸収入、項6 雑入においては、後期高齢者医療給付費返還金561万5,000円、社会福祉協議会補助金消費税還付金262万円の増額をおのの行っております。

款20 町債、項1 土木債においては、町道1号線インターチェンジ関連整備事業に係る事業債として2,020万円の増額補正を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのの3,815万9,000円を増額し、予算

総額を34億422万円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第75号 平成25年度三宅町国民健康保険特別会計第2回補正予算案については、歳出の保険給付費の一般被保険者医療給付費、療養費を合わせた2,377万4,000円、前期高齢者納付金等4万5,000円の増額は、医療費の増加によるものと前期高齢者納付金等負担金の増によるものであり、予備費の2,104万5,000円の減額は、さきの医療給付費の増加に伴う予算調整をいたしております。

歳入においては、一般会計からの財政安定化支援事業等の繰入金として277万4,000円の増額を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におおの277万4,000円を増額し、予算総額を8億4,782万9,000万円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第76号 平成25年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算案については、歳出の介護給付費の地域密着型介護サービス給付費等648万5,000円の減額については、事業者による定期巡回型サービスの未実施により、地域密着型サービスが減少したためのものであり、居宅介護住宅改修費16万5,000円、介護予防サービス給付費526万1,000円、介護予防福祉用具購入費18万6,000円、介護予防住宅改修費9万3,000円、特定入所者介護サービス費78万円の増額については、第5期介護保険事業計画に基づき算出を行っていましたが、おおのの対象者等の増加に伴い、補正予算を行ったものであります。

以上により、今回の補正額は、歳出において既定の予算の範囲内で行っており、予算総額そのものについては変動はございません。

議案第77号 平成25年度三宅町水道事業会計第2回補正予算案については、款21水道事業費用において、浄水場施設に係る修繕費に50万9,000円及び水道会計支援業務委託料76万9,000円の不足が生じたため、予備費から予算に組み替えを行ったものであります。

また、款41資本的支出において、三宅1号線配水管移設工事費並びに鉄バクテリア施設1・2号池電動弁取りかえ工事合わせて700万9,000円の増額補正を行っております。

議案第78号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、地方税法の改正により、延滞金の率が平成26年1月1日をもって改められることに伴い、延滞金の率の特例措置として財務大臣が告示する割合に1.0%を加算した割合が7.3%を超えない場合は、本則において14.6%の場合には7.3%に特例基準割合を加えた利率として、本則において7.3%の場合には特例基準割合に1%を加えた利率にする条例の一部改正を提出いたしております。

議案第80号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更案について並びに議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更案については、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合の4組合が解散されることから、当組合の構成団体でなくなり、当組合を組織する市町村及び組合の数が減少となり、さらに解散する先の4組合については、奈良県広域消防組合の構成団体となるため、奈良県市町村総合事務組合の市町村等の変更及び同規約の一部の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するため、同法第290条の規定に基づき議決を求めるべく提出いたしております。

以上が、本定例議会に提出いたしました議案7件の概要説明でありますので、議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第8、議案第79号 三宅町児童館及び放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定についてを除いた日程第3、議案第74号 平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより日程第10、議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの議案7件を一括議題とし、質疑の通告がないため、質疑は終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第74号 平成25年度三宅町一般会計第4回補正予算についてより日程第5、議案第76号 平成25年度三宅町介護保険特別会計第2回補正予算についてまでの3件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認め、採決いたします。

採決は起立で行います。

本3件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立多数と認めます。

よって、本3件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第6、議案第77号 平成25年度三宅町水道事業会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第78号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第9、議案第80号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、
日程第10、議案第81号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの2件を一括採決としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

本2件は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することにいたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場武信君) 日程第8、議案第79号 三宅町児童館及び放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

渡辺哲久君、梅本勝久両君は、直接の利害関係のある議案であると認められますので、地方自治法第117条の規定により両君の退場を求めます。

(渡辺哲久議員、梅本勝久議員退場)

○議長（馬場武信君） 議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議案第79号 三宅町児童館及び放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定案については、本町の児童館及び放課後児童健全育成施設は、児童の健全育成及び子育て支援の一環として運営を行っており、利用者ニーズの多様化に対応し、当該施設の基本理念を踏まえ、運営・維持管理について独創的かつ恒常的安定経営と運営経費の縮減等に係る提案を行う指定管理者を公募したところ、指定申請者があり、三宅町公の指定管理者選定委員会による審査を経て、指定管理者候補者を定めたもので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として、磯城郡三宅町大字伴堂850番地、社会福祉法人ひまわり、理事長山下力、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで指定したので、同条第6項の規定により議会の議決を行うべく提出いたしております。ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、植村ケイ子君。

○2番（植村ケイ子君） 第79号議案への総括質問をさせていただきます。

1、本議案は、地方自治法第244条の2第3項に従い施設名を第5項にいう期日も記載して、第6項のとおり議会の議決を求めています。指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項についての内容の説明をお願いします。

2、本議案の上程に至るまで、町は周到に準備し、作業されたものと信じるにしても、残念ながら本案件への応募事業者等は一事業者であったと確認しています。すなわち、町は比較検討すべき事業提案がないままに結論を求めるにはいかにも拙速ではありませんか。積極的にPRを図って改めて業界に広く公募した上で再検討すべきだと考えます。町長はいかがお考えでしょうか。

3、地域子育て支援や学童保育・放課後児童健全育成等次世代を担う子供たちへの施策は三宅町にとっても重要です。議会も当然ながら主体的かつ積極的にこのような事業推進には関与すべきだろうと考えます。そのためには、まず、現状を確認し、何が問題であるのかを知ることから始めなければならないと思うのです。本議案の一連の検証過程でどのような事業提案がされたのか詳しい説明を求めます。

○議長（馬場武信君） では回答願います。

中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） ただいまの質問に対してお答えを申し上げます。

まず、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲であります。今回の指定管理業務仕様書において、管理運営に関する基本的な考えとして、児童館及び学童保育クラブの設置目的に即した管理運営を行うこと、利用者への公平なサービスの確保、施設における設備、備品の適正な維持管理、町施策との積極的な連携と協力、他の保育施設、教育施設との連携や地域組織、住民等との調和を図ることによる地域に根差した運営、個人情報保護等の法令遵守を掲げております。

次に、指定管理者が行う業務の範囲に関する事項でございますが、児童館業務については、児童の健全育成に関する業務として、遊び場所の提供、健康増進、レクリエーションの指導及び施設利用の許可に関する業務として、利用許可及び制限、利用料金の徴収・減免、広報活動の利用促進としております。

学童保育クラブ業務につきましては、児童の保育に関する業務として、遊びと生活の場の提供、児童の健康及び安全に配慮した育成指導、地域、学校、家庭との連携による育成指導のほか、入退所やその制限に関する業務、保育料の徴収や減免のことに関するものをその業務範囲としております。

また、その他必要な事項として、各施設の開館時間、休館日、使用料及び保育料、利用者の範囲、学童保育クラブにおける定員、職員の配置基準、法令の遵守、サービスの向上、危機管理対応、リスク分担等における事項を掲げております。

2番目のご質問ですが、今回の指定管理者の募集については、町広報誌並びに町ホームページに募集要項、業務仕様書の掲載を行うとともに、県内の児童福祉施設の管理実績がある事業者、10事業者へ募集案内を行いました。現地説明の参加や問い合わせを含めると、3事業者からの応募の意向がございました。応募期間も十分に設定いたしましたが、ご質問にもありますように、結果として、今回の募集に対しての応募事業者は1社でありました。

応募が1事業者であった場合でも、選定要領において内容を公正かつ厳正に審査し、各審査員の採点合計点の平均点が6割以上を最低基準として合否判定することを決めておりましたので、この応募事業者について募集事項、業務仕様書に掲げた業務内容を遂行できるか否かを選考審査会に諮り、合否判定を行ったものであります。

いかにも拙速ではありませんかとのことではございますが、近年の保護者の就労形態に伴

う業者ニーズの多様化に鑑み、来年度当初からの導入を考えますと、当該施設の指定管理制度の移行は初めてのことであり、議決後においても、協定等の処理にも時間を要するものとの判断のもと、今回の議案上程に至ったものであります。

3つ目のご質問ですが、当該施設の管理運営における今後の課題として、先ほどの質問2でも触れましたが、利用者ニーズが多様化しているということが掲げられます。現行の学童保育クラブにおける開設時間は、平日、学校休業日ともに18時15分までであり、夏休みにおいては、早朝の延長保育を午前7時30分から実施していますが、全ての利用希望者の意に沿うことは現行での運営形態では限界があると考えられます。職員の勤務時間を調整し、なおかつパートスタッフ4人やアルバイト4人等の増員を図りつつ、運営に当たっておりますが、今後の開設時間延長の要望に対応するため、今回の指定管理者の募集において、開設時間を19時、毎週土曜日と学校の休業日を午前7時から19時まで開館するなどしてサービスの向上を目指したものであります。

また、保育料につきましては、他の市町村と比較しても安価ではありますが、利用者負担の増加にならないよう、今回、指定管理を導入するに当たっても据え置くことといたしました。

次に、事業提案内容についてでございますが、学童保育については既存の施設や設備をできる限り有効利用したアスレチックやネイチャーゲーム、野外活動と合宿体験、子供の自治会の設置、外国の食と文化に触れる交流の実施が提案されておりました。

また、児童館事業につきましては、子供の心の居場所づくり、各種イベント、子供の支援についての講演会等事業内容の充実や新規性を提案されたものでございました。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） ケイ子君、よろしいか。はい、どうぞ。

○2番（植村ケイ子君） 1の回答の中に、利用者への公平なサービスの確保という形で回答いただいたんですけども、これでは、利用者や第三者の知見や意見を反映させることは不可欠だと思うんです、公平にしようとすれば。本議会にかかわった三宅町公の施設指定管理者選定審査会の構成はどうなっているか、人数と職業、先ほど説明は受けましたけれども、再度お願いします。

○議長（馬場武信君） 中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 審査会のメンバーでございますが、副町長中村吉代茂、教育長職務代理吉田明宏、総務部長中川 章、健康こども部長中田 進。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） はい。

○2番（植村ケイ子君） ということは、行政の中でという形ですよね。第三者の意見は全然聞いていないということですよ。ということで公平さが図られるんですか。

○議長（馬場武信君） はい、回答いただけますか、中田君。

○健康子ども部長（中田 進君） 現行におきまして、審査会の設置要綱においては、今申し上げましたようなメンバー構成になっております。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） はい、植村君。

○2番（植村ケイ子君） ということで、設置要綱は誰が決められたんですか。

○議長（馬場武信君） どなたか答えられますか。

はい、副町長。

○副町長（中村吉代茂君） 平成17年10月4日に、三宅町公の施設指定管理者選定審査会設置要綱というのを定めております。これは三宅町で定めております。そこでメンバーも定めているということでございます。

以上です。

○議長（馬場武信君） はい、植村君。

○2番（植村ケイ子君） ということは、これからは指定管理者制度のあれをするときには、役場の中のそういう委員会で全部決めていくということですか。それとも、これから第三者の意見も聞くという前進な考えはありますか、ないですか。

○議長（馬場武信君） はい、副町長。

○副町長（中村吉代茂君） 17年からやっております、今までも体育館とか、それから憩いの家とかそれも含めてこの審査会で全てやっておりますので、今後もこの審査会でやっていくということで思っております。

○議長（馬場武信君） いいですか、はい、植村君。

○2番（植村ケイ子君） そしたら、本議会の上但馬児童館、放課後児童健全育成施設は総合センターの中にあると思うんですけども、これ1階、2階といろいろ部分があると思うんですけども、指定管理の対象はどの部分を指すのか、わかりますか。

それと、現在の総合センターの管理業務に係る要員や経費等との区分けというのかな、それもどうなっているのかということと、一番心配するのは、総合センターを利用している住

民へのサービスに影響はないのか。

続けて次の質問も言っておいていいですか。

○議長（馬場武信君） 個別にまずわかりやすく、まず今回3件ですね。

はい、中田君、すぐその答え。はい。

○健康子ども部長（中田 進君） 指定管理を行う施設の場所でございますけれども、今のご質問のとおり、総合センターはいろんな施設の複合施設でございます。1階が隣保館、2階部分が児童館、それから周辺には公園や駐車場、集会場も併設されております。それらを合わせて総合センターとなっておるわけなんですけれども、今回、指定管理を行う施設というのは、2階部分にあります児童館というのを想定しております。

それから、サービスの低下を来さないかということでございますけれども、現行では公設公営により職員、それからアルバイト、パートスタッフなどで対応しておりますけれども、開館時間に公設公営でありますとある程度の限界がございます。これをサービスの向上を目指してさらに拡大をする。それは民間活力をそこへ注入して、利用時間を延長するということによって、サービスの向上を図っている次第でございます。

以上です。

○議長（馬場武信君） もう1点あるね。はい。

○2番（植村ケイ子君） もう1点あります。

○議長（馬場武信君） 費用でしたか。

○2番（植村ケイ子君） 管理業務に係る要員と経費の区割りとかはきちっとわかりますか。

○議長（馬場武信君） はい。

○2番（植村ケイ子君） 今わからなかったら、後でペーパーで結構です。

○議長（馬場武信君） じゃ、後で報告したってください。

そのほかに植村君、ちょっと待ってください、副町長わかりますか、はいどうぞ。

○副町長（中村吉代茂君） 先ほどの質問で追記ですけれども、公の施設の指定管理者の審査、選定審査会ですけれども、先ほど、少し前に、保育所の給食のプロポーザルとかやったときに、外部の人等が入って審査をやった経緯がございますので、この審査会についても外部の方を入れてやるということをちょっと検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） ほかにまだありますか。

はい、植村君。

○2番（植村ケイ子君） 現在の学童保育事業と放課後の児童健全育成事業の要員と経費、また補助金はどうなっているのか、24年度と今年度の数値をわかれば教えてください。わからなかったら、後でペーパーで結構です。

それで、指定管理制度に移行させた場合、どのような変化があるのか、メリット、デメリットはありませんか。

○議長（馬場武信君） じゃ、一応ペーパー等に関しては後日でそちらに渡します。そして、最後の今の移行のメリットですね、それだけお答えください。中田君、できますか、答え。

○健康子ども部長（中田 進君） 費用的な効果につきましては、現行で指定管理業務、児童館業務を合わせまして約4,300万円の経費がかかっております。指定管理を行うことによって、我々が仕様書に示しましたのが2,050万円でございます。費用効果はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（馬場武信君） 質疑ないですね、いいですね。

では、質疑は終結します。

これより討論を行います。

まず最初に、反対討論の方ございますか。

はい、松田君。

○7番（松田睦男君） 反対の立場から討論をいたします。

まず1点は、このような大切な事案をこの本会議がある前にたった25分説明があっただけで、その内容は十分私自身は理解できません。

よって、こういう大切なのは時間は十分あるんで、前もってきちっと議会に説明をすべきだというふうに思います。

それと、もう1点、この審査会のメンバーは副町長、総務部長、教育長代理、中田部長ということでございます。今、植村議員が言いましたように、このメンバーの中で、やっぱり有識者といいますか、そういう方も入れて議論すべきではないかというふうに思います。

また、議長にお願いします。こういう大切な議案については、この本会議が始まる前にちょこちょことお茶を濁すのではなくして、十分時間を持って、そしてお互いに討論して、よりよい方向に進めていきたいと、こういうふうに思いますので、一応、私は、今回は反対ということであります。

○議長（馬場武信君） はい、わかりました。次、賛成討論の方ございませんか。

はい、廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 今、松田議員が言われた説明に時間をかけよとか、そういう審査委員会の外部者を入れるという、このことについても指摘があつて、今、副町長からもそういう検討するという答弁がありました。別室で中田部長よりいろいろ説明を聞きましたけれども、私は、このような見方からしても、審査基準というのも明確であるし、そしてまた、国でも官から民にという、こういう動きであります。

今回、田中部長の説明にもありましたように、職員の時間外勤務、あるいはこれをするこ
とによって人件費の削減も図れると。こういうことから、現在4,300万円の費用をかけてい
るものが2,050万円で済むと、半額以下になっている。

そういうことと、それから、金銭的、あるいは利用者のサービスの低下もない、そういう
説明を受けたわけであります。

松田議員がさきの2点を言われたこのことによって反対するという、それでは反対の答え
には私は当たらないと、こういうふうに思います。

そういうことから、私は議員として指定管理というのは賛成の立場で討論をいたしたいと
思います。

以上。

○議長（馬場武信君） 今、1点だけ。田中部長とおっしゃいました。これ中田部長ですね。
それだけ。

次、反対の方。はい、植村君。

○2番（植村ケイ子君） 反対討論を行います。

指定管理者制度とは、住民の福祉を増進する目的を持つものであること、経費の削減等な
ど踏まえて、今回、議案第79号における指定管理者候補者の選定を審査されたと思いますが、
審査基準、②のところでは管理運営を安定して行う能力を有しておる。これは、まあまあ15点
中の平均8.25、少し基準よりも下。③利用者へのサービス向上を図られるものである。これ
も基準下。一番大事なこの2項目が最低基準以下であった。

4、経費縮減項目においても最低基準ぎりぎりである。かろうじて⑤施設の安全管理が図
られていることの項目を交えて平均点62.5点で、最低基準が満たされたということになって
います。

本議案には、第三者の意見が反映されていません。このような状況で議案第79号の指定管
理者の指定については、やはり結論を求めるのには拙速過ぎると考え、反対します。

○議長（馬場武信君） ないですね。

1点だけ。先ほど松田君の議長に対する要望ありましたが、今回のこの議案に関する件に関しては、一部の議員さんからちょっと事情がわからないから説明してくれという要望があったから開催させていただいたものです。それだけご了解ください。

討論ございませんね。

中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 1点だけ補足をしておきます。

総合センターのただいまの案件の中の費用の説明をいたしましたけれども、総合センターの光熱費に関する部分については、隣保館事業として支出しております。その点だけ伝えておきます。

○議長（馬場武信君） 中田部長から追加説明ありましたのでご了解ください。

じゃ、これで討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第79号 三宅町児童館及び放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本件は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立少数と認めます。

よって、本件は否決することに決定いたしました。

退場しておられます渡辺哲久君、梅本勝久君、両名に入場していただきます。

（渡辺哲久議員、梅本勝久議員入場）

◎一般質問

○議長（馬場武信君） 日程第11、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（馬場武信君） 1番議員、渡辺哲久君の質問を許します。

はい、渡辺議員どうぞ。

○1 番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

3 点質問します。

まず、第1点、三宅町上但馬児童館及び三宅町放課後児童健全育成施設の指定管理の公募の手續について質問します。

私の議員としての基本姿勢にかかわる問題ですので、あえて質問します。

三宅町上但馬児童館及び三宅町放課後児童健全育成施設の指定管理の公募について、「おかしいな三宅町」というブログにおいて、「出来レースか？」と題して、私に対してありもしないうそがでっち上げられ、くだらない誹謗中傷が繰り返されています。私が志野町長に対して利益供与を要求し、児童館と学童保育の指定管理で便宜が図られたという主張を繰り返す。数カ月前に渡辺哲久議員が、つながり総合センターにおいてこの部屋はこのような使用するとか、ここは改造するとか詳しく計画を練っていたとありもしないことをでっち上げて吹聴している。

私は町会議員という公職にあります。町民の皆さんから批判を受けるのであれば喜んで耳を傾け、考えます。しかし、批判は事実に基づいて初めて批判たり得ます。うそをでっち上げ、くだらない誹謗中傷を繰り返すことは既に一線を越えた腐った行為です。議員以前に、私の人間としての尊厳を傷つけるもので、許すつもりはありません。

そこで、事実を確認するために質問します。

1、広報で公募がなされた10月1日以前の数カ月前に、私が三宅町児童館に行き、部屋の使い方や改造の計画を練っていた事実がありますか。

2、三宅町上但馬児童館及び三宅町放課後児童健全育成施設、三宅町つながり総合センター内の指定管理の公募について、指定管理者の公募と応募状況、事業者選定のための審査はどのように行われましたか。指定管理者の選定に当たってどのような選定基準に基づいて審査されましたか。この2番目の質問については、議案提案の際の説明等で重なって既に終わっているのであれば、重ならない部分のみでも結構です。

次の質問に移ります。三宅町の徴税の徴収率の向上について。9月19日の荒井県知事の定例記者会見において、平成24年度県内市町村普通会計決算の概要の中で、三宅町の状況について触れられています。

まず、経常収支比率についてです。これは自治体が自由に使える収入のうち、人件費や借金返済費など必ず支出しなければならない経費が占める割合を示すもので、数字が高くなるほど自由に使えるお金が少なくなります。荒井知事は、市町村の中の町のグループでは、

「三宅町は平成20年度15位から平成24年度は3位ということで、県の立場としては褒めてあげたい」と述べています。さらに市町村税の徴収率について、市町村の中の町のグループでは、「三宅町は平成20年度の9位から平成24年度は2位になっている。財政規律の雰囲気町に発生し、経常収支比率が3位になる原動力になったと思われます」と述べておられます。

ちなみに経常収支比率については、川西町が81.4%で1位、2位が大淀町で87.2%、三宅町は88.5%で第3位です。市町村の徴税率については、三宅町は平成20年度92.2%、21年度93.2%、22年度94.3%、23年度96.5%、そして24年度が98%と着実に改善されてきています。

経常収支比率については、まだまだ万全と言える水準とはいえず、今後とも改善の努力は必要で、気を緩めてはいけなと思います。しかし、徴税率の改善については町の職員の努力によってなし得たものであることは明白です。こうした努力は正当に評価されるべきです。

そこで質問します。市町村税の徴収率の改善のために、町としてどんな努力をされてきたのか明らかにしてください。2、市町村税の徴収率については、残された部分はあとわずか2%となっており、今後は困難な部分もあるかと思いますが、さらにどんなことが可能であるか考えを聞かせてください。

3つ目の質問に移ります。障害者差別をなくす奈良県条例の制定への協力について。10月7日の奈良県議会において、障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願が採択されました。この請願は奈良県内の障害のある当事者を中心に活動している奈良県障害者差別をなくす条例をつくる実行委員会、代表、米本佳由さんが請願し、議会の各会派の代表者が紹介議員となって提出され、採択されたものです。奈良県内においても広陵町で起きた障害者の虐待事件である大橋製作所事件や下市中学校への車椅子の障害児の入学拒否の事件など胸の痛む事件がありました。地域の中で一緒に暮らしたいという障害者の思いに対して、まだまだ社会の壁は立ちはだかっています。

全国的には千葉県を皮切りに、熊本県、長崎県、岩手県、北海道、八王子市、さいたま市などで既につくられており、10月11日には沖縄県議会で障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例が全会一致で可決成立しました。近畿でも京都府と滋賀県で条例制定が間近です。奈良県議会での請願書の採択により、今後は条例制定に向けて、県行政も県議会も具体的に動き出します。条例制定には地域の声が大切です。障害者差別をなくす奈良県条例の制定に向けて、三宅町も大いに協力したいものです。町長の考えを聞かせてください。

質問は以上です。

○議長（馬場武信君） はい、ご苦労さまです。じゃ回答のほうを。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 1 番、渡辺議員の一般質問にご回答申し上げますが、登壇の都合で回答の順番が入れかわることだけご了承くださいと思います。

それでは、議員からご質問のございました三宅町の徴税の徴収率の向上について回答させていただきます。

まず最初に、徴収率の改善についてご回答させていただく前に、渡辺議員が冒頭にて発言をされました経常収支比率について触れさせていただきます。

経常収支比率については、議員ご承知のとおり、平成17年度決算においては111.7%と奈良県下でワースト1位、全国でもワースト5位という、あの夕張市の次に危ないとまで言われたほど不名誉な数値でございましたものが、平成24年度決算においては88.6%と奈良県平均93.7%、また全国平均90.7%を大きく下回り、先日、県が公表いたしました経常収支比率の健康診断表においても、健康でかつ前年度よりも改善した地方公共団体のグループ入りとなったことは、第1次、2次集中改革プランの実施実現と町税の徴収率の改善による自主財源の確保増が影響したものであり、長といたしまして職員の努力に対し感謝をし、今後もこの結果に慢心せず、積極的な行財政改革を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、ご質問の町税徴収率の改善のために町としてどのような取り組みを行ってきたかの質問でございますが、町税は自主財源の根幹をなす重要な一般財源であります。社会経済が低迷し、歳入の根幹である税収が伸び悩む現在、財政の健全化を図るためには、その税収を確保し、自主財源をいかに確保するかが重要となっておるところでございます。

平成19年度構造改革による税制改正により、国から地方へ税源移譲が行われ、地方公共団体が財源を確保するための滞納の未然防止とその迅速・的確な処理が以前にも増して求められるようになりました。

当町では、税は公平との立場により、課税徴収業務に当たり、平成18年度より三宅町集中改革プラン並びに基本構想による町税の滞納整理及び徴収強化をもとに、歳入の確保に努めてまいりました。平成21年度からは徴収率の向上のためのシステム等の導入により、事務の効率化を図り、平成24年度より督促状、催告書の封筒を黄色、差し押さえ予告書を赤色の封筒で発送し、期限内納付者との区別を行ってまいりました。

また、納税者の個別の事情に応じ、電話や臨戸徴収、夜間徴収とこまめに納税者と接触を

行い、納税者が置かれた現状の把握に努め、督促状、催告書の発送を行い、分納希望者には分納相談を実施し、財産や生活状況等を調査して支払い能力に応じた分納計画を作成し、完納いただくよう取り組んでまいりました結果、分納申請者は平成24年度は65件あり、21年度96件、22年度より国民健康保険税滞納分が新たに加わったことで306件、23年度222件、24年度においては179件の分納申請があり、分納申請の納付率は62%となっており、分納申請不履行者や悪質滞納者には法に基づく滞納処分を行っております。

滞納処分においては、滞納者の財産調査を徹底して実施し、預貯金、給与、不動産、各公共機関照会や生命保険等の調査では、平成20年度は204件、21年度は741件、22年度は2,494件、23年度8,110件、24年度においては6,782件の調査を実施し、そのうち、差し押さえ予告は、平成20年度は37件で、うち10件の差し押さえ、21年度は差し押さえ予告29件で、うち12件の差し押さえ、22年度は差し押さえ予告108件で、うち41件の差し押さえ、23年度は差し押さえ予告300件で、うち133件の差し押さえ、24年度においては差し押さえ予告267件で、うち119件の差し押さえを実施しており、相殺については23年度より7件実施し、動産の公売は24年度より2件実施しております。

不納欠損については、財産調査や生活実態調査に基づいて行っており、平成20年度は128件456万5,000円であり、21年度は128件368万7,000円、22年度は84件360万3,000円、23年度は31件の40万2,000円、24年度においては21件の53万円であり、年々減少してきております。

これらの取り組みで、住民の方々の納税意識の向上にもつながっており、町税の徴収率は平成20年度現年度分97.3%、滞納繰越分においては29.9%で、21年度現年度分98.0%、滞納繰越分35.0%、22年度現年度分98.5%、滞納繰越分29.7%、23年度現年度分99.3%、滞納繰越分44.5%、24年度は現年度分99.4%、滞納繰越分58.4%となっております。

2つ目の今後さらにどのような取り組みが可能かというご質問でございますが、奈良県地方税対策本部より、奈良県税務職員随時派遣事業により、県と町が連携して情報の共有化を図り、共同して滞納整理を行い、また個人住民税特別徴収履行徹底アクションプランに基づき、個人住民税の普通徴収から特別徴収への切りかえを推進し、法の規定等による周知徹底を行い、新規滞納者の抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、納税環境の整備といたしましては、来年度よりコンビニ収納サービスの導入を予定しており、納税者の利便性の向上を図り、引き続き税は公平との考えのもとに、課税の均等、適正化、効率化を図るとともに、新たな滞納者の抑制のため、日々の業務においても法令を遵守し、迅速な対応を求めるさらなる徴収率向上を図り、自主財源の確保に努めてまいりたい

いと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、渡辺議員の障害者差別をなくす奈良県条例の制定についての協力についてでございますが、奈良県の状況といたしましては、平成25年9月定例県議会において、障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願書が採択され、現在検討されているところでございます。

具体的には、県としては、条例制定の必要性等について請願団体と意見交換を行うとともに、他府県の条例制定状況等の調査を行い、平成27年4月1日施行をめどに条例制定について検討をされているところでございます。

三宅町においても、現在のところ、幸いなことに、障害者差別や虐待の事象は報告されておりませんが、平成24年4月1日より、磯城郡3町において近隣の短期入所施設と障害者虐待等における居室の確保に関する協定を結ぶなど、緊急時の対応にできるだけ対応できる体制を整えているところでございます。

また、来年度から幼児園において、障害を持つ人を保育補助や園内の環境整備を行うパート職員として採用し、自立につなげる取り組みを始めております。先日、知事への訪問をいたしたときに、訪問した案件とは別に、個別にこの園での取り組みを私のほうから説明を知事にいたしまして、県内でもこういった先進的な事例に対して、連携をとって広げていってもらえないかというような要望もいたしてまいりました。三宅町としても、地域の声が反映されるよう、当事者、各団体、各事業所とともに、障害者差別をなくす奈良県条例の制定に向けて、協力してまいりたいと考えております。

続いて、1番目の質問につきましては、中田健康子ども部長が回答いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場武信君） 中田君。

○健康子ども部長（中田 進君） ただいまの渡辺議員の1番目の質問についてお答えをいたします。

広報で公募がなされた10月1日以前の数カ月前に、渡辺議員が三宅町児童館に行き、部屋の使い方や改造の計画を練っていたという事実は確認されておられません。

質問の1番の2つ目、三宅町上但馬児童館及び三宅町放課後児童健全育成施設の指定管理者の公募についてであります。まず、指定管理者の公募につきましては、町広報誌10月号にその概要を、町ホームページに募集要項、業務仕様書等を掲載して募集いたしました。応募状況については、申請受付期間において1社でありました。また、指定管理候補者選定の

審査につきましては、審査要領を定め、三宅町公の施設指定管理者選定審査会により、募集要項に掲載した選定審査方法に従って審査を行いました。なお、募集経過及び選定審査の結果等については、11月20日付で町ホームページに掲載しております。

次に、選定基準でございますが、事業の内容が当該施設の設置目的を効果的に達成できるものであること、管理運営を安定して行う能力を有していること、業務に係る経費の縮減が図られるものであること、利用者及び施設の安全管理が図られていること、法令を遵守し、適正な管理運営ができることの各項目を点数化した評価表を作成し、審査員による採点をいたしました。また、選定要領で応募者が1社であった場合は、審査員の採点合計の平均が6割以上を最低基準として合否判定をするものとし、審査を行ったものでございます。

1番の質問については以上でございます。

○議長（馬場武信君） 渡辺君、はい、再質問。

○1番（渡辺哲久君） 1点だけ、今、中田部長の回答で、私が部屋の使い方や改造の計画を練っていたという事実は確認されておられませんという回答でしたが、現場の職員の方にきちんと確認していただいた上での回答でしょうか。その点、よろしくお願いします。

○議長（馬場武信君） はい、中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 現場の職員、つまり総合センターの職員全てに確認をいたしました。そのような事実は確認されていないということでございましたので、先ほどの答弁をいたしました。

以上です。

○議長（馬場武信君） はい、渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） 徴税率については99.4%、ほぼ全員が納税をきちんとしてくださっているということで、それは裏を返せば、町民が町の行政に対しても関心があり、希望をたくさん掲げ、託しておられるということだと思いますので、今後ともよい町づくりにつながるように努力を続けていただきたいということを要望して質問を終わります。

○議長（馬場武信君） はい、ご苦労さまです。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（馬場武信君） 続きまして5番議員、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

はい、5番議員、廣瀬規矩次君。

○5番（廣瀬規矩次君） 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

す。

質問の内容は、石見駅の駅係員の無配置化と今後の石見駅前整備についてであります。8月の下旬、近鉄より石見駅の駅係員無配置化の通達がありました。近鉄として経費の削減が趣旨であるというふうに聞いております。無人駅となった場合、イメージが完全にダウンすることを懸念しており、三宅町としての無人化はダメージでもあり、折しも町として石見駅前整備の計画をしている範疇でもあります。住民代表として、三宅自治会長代表等において石見駅駅係員無配置化の撤回を求める請願書の署名活動もやっていただきました。町としても磯城3町で近鉄へ要望書を提出され、多方面において行動されていると聞いております。近鉄としては平成25年12月下旬より実施の予定と聞いておりますが、近鉄からの説明はどのようなになっているのでしょうか。

仮に実施された場合、石見駅のイメージダウンはしても、町が掲げられている駅前整備は粛々と進められていかれる予定でしょうか。私は三宅町の将来を考えたとき、26年4月から京奈和自動車道の供用開始、また、三宅町の都市計画道路を考慮しても進めていくことが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

また近鉄との条件面で石見駅前整備の協力や踏切拡幅及び町道3号線での踏切拡幅においてもぜひとも協力していただけないかと考えますが、町としての取り組みはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） 回答を求めます。はい、副町長。

○副町長（中村吉代茂君） 5番、廣瀬議員の石見駅の駅係員無配置化と今後の石見駅前整備についてご回答いたします。

まず、近鉄石見駅係員の無配置化につきましては、近畿日本鉄道株式会社からの説明は、当初、平成25年7月23日にございました。それ以降、廣瀬議員のご質問の中にもありますように、町といたしましては多方面に要望等を行ってきましたが、平成25年11月12日、近畿日本鉄道株式会社より担当者が来庁され、無配置化に関する告知文が提示され、11月21日より駅員不在のポスター告知を行い、12月21日より実施するとの説明がございました。町といたしましては、引き続き駅員無配置化撤回の要望を行ってまいり所存でございます。

次に、今後の石見駅周辺整備につきましては、ご承知のとおり、平成24年5月31日に三宅町都市計画審議会より、三宅町都市計画マスタープランの答申があり、石見駅周辺は生活利便地区と位置づけられ、暮らしの地区内の交通交流拠点とし、拠点性の強化と活性化を促進

するため、交通結節点機能の向上を図るとともに、生活利便施設の立地誘導を図ることとなっております。

ご質問の石見駅周辺整備につきましては、町の重要施策として取り組んでまいります。参考までに、本年5月に近鉄石見駅周辺整備構想策定懇話会を設置し、石見駅現状の課題、アンケート調査速報及び交通量調査速報、駅周辺整備のイメージ等について協議を進めていただいております、10月に2回目の懇話会を終了したところです。今後、年度内に2回の懇話会開催を予定しており、駅前整備構想案を引き続き検討し、策定してまいります。

また、京奈和自動車道の供用開始に伴う都市計画につきましては、三宅町都市計画マスタープランに即した町づくりを目指していくこととなりますので、廣瀬議員のお考えにもございますが、石見駅周辺整備だけにとどまることなく、京奈和自動車道三宅インターチェンジ並びに大和中央道を含めた町づくりを展開してまいります。

また、町道3号線の踏切拡幅につきましては、近鉄との協議再開に向けて12月中に話し合いを行います。その中で近鉄がどのような条件を提示されるのかによって対応を検討してまいりたいと考えております。

また、補助金等を含めた財政措置についても、事業の進捗状況に具体性を帯びた段階で奈良県とも協議を行ってまいりたいと考えておりますので、今後も問題解決のために、段階的に一つ一つ整理しながら、近鉄との交渉を取り組んでまいるとともに、三宅町の町づくりを推進していかなければならないと考えますので、議員の皆様におかれましてもご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） はい、再質問ありますか。

はい、廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 補足をしてお聞きしますけれども、今、副町長のほうから12月21日より実施するとの通達がありましたというふうにありましたけれども、私もある人の情報によって、過日、石見の駅に行っていました。ご案内と称して、12月21日より無人化いたしますという、そういう張り紙がございました。

三宅町の住民、それから他町からも応援をしていただいて7,071人の署名の、撤回の請願書には重いものがあります。こういう結果について、この措置について、町としてはどういうふうに受けとめられているのか、再度お聞きしたいと思いますとともに、御所市の場合、ある資料によりますと、JRの御所駅については、シルバー人材センターに委託をして、御

所市が委託をしてそういう事業をされた。ところが、近鉄の場合、近鉄吉野線の葛駅が無配置化の折に協議を申し出たけれども、全く相手にされなかったと、このようにも聞いております。

近鉄は、鉄道事業という公共性がありながら利益を追求する非常に厳しい対応、石見駅についても対応であります。こういうことからいたしましても、近鉄との条件面において石見駅前整備、今、副町長から回答がありましたが、この協力、あるいはそのときの踏切拡幅、これは、私、図面は、私は今まだ何も聞いていませんけれども、そういうことがその中に含んでおるのであれば、あるいは、また、町道3号線の踏切拡幅においても、やっぱり協力をさせていただくように、強い姿勢で町として臨んでいただきたいと、このように思うわけであります。

以上、2番目は希望、要望でありますけれども、1番目についての所見をお願いしたい。

○議長（馬場武信君） はい、副町長。

○副町長（中村吉代茂君） 7,000人余りの方が署名をしていただきましたので、非常に重く、重きに捉えていますので、駅前に看板を3カ所、撤回要望の看板を、田原本町と連名でかけさせていただいております。今のところ、近鉄につきましても、引き続き要望を、文書で一度要望を行っておりますけれども、要望を行うとともに7,000名の方の重きということで、撤回をちょっと引き続き続けていきたいと今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） よろしいですか、それで。

○5番（廣瀬規矩次君） はい、終わります。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（馬場武信君） じゃ、続きまして、7番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） ただいま、議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、私が2件の質問に対して、その経過をちょっと述べておきます。9月議会終了後、全体協議会の開催を議長と議会運営委員長に申し入れましたが、他に2名の議員も申し入れをしています。12月の議会運営委員会当日まで何の返事もなかった。9月議会の報告をわかりやすく説明してくれと強い地域住民からの要望がありました。その一つとして石見駅前の

無人化について、2つ目に毎日新聞の報道について、3番目にインターネット上に三宅町行政議会について、そして、4点目に教育長問題について、その他いろいろありました。私が第41回目のタウンミーティングを開催したときの参加者の意見でもあり、地域住民からの問い合わせでもあります全体協議会を開催するように求めましたが、さきに述べましたとおり返事がなく、今回2点に絞り質問することにいたしました。

私は、第1点目は教育長問題、第2点目は石見駅無人化と駅周辺の開発について質問をいたします。

これらはいずれも全協で話し合いをし、その結果を行政側に伝え、何回も議会と行政とキャッチボールすることで理解ができることと思いますが、しかし、私は、議会が受け付けていなければ、この場以外に議員として地域住民の思いや私自身の発言をする場がないのであります。だから、今回教育長に関する質問、志野町長に教育長に関する件で質問します。

志野町長が町長になられて5年が過ぎ、6年目に入り、その間に5名の教育長が辞任されておりますが、どこに問題があったのでしょうか。5名の教育長に非があったのか、町長に何か問題があったのか、回答されたい。回答によっては、自席から再度質問をさせていただきます。

2点目でございますが、石見前の都市計画開発についてです。前々回の議会でも質問しましたが、石見駅前開発に予算を計上されておりますが、今の時点での進みぐあいはどうなっておりますか。住民の関心度は大変高くなっております。具体的に工程表を示していただきたい。また、石見駅無人化について近鉄側より提案があり、それも含めて取り組みを示していただきたい。回答によっては自席から再質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場武信君）　じゃ、回答を求めます。

はい、町長。

○町長（志野孝光君）　7番、松田議員の一般質問の1つ目、教育長に関する件について回答申し上げます。

歴代5名の教育長のうち、元教育長の岩井氏の辞任につきましては、平成21年度より2年間、式下中学校組合の事務を受け持つこととなったことから、教育行政に精通され、組合運営を経験された方を教育委員としてお迎えし、2年間の組合運営期間が満了したため辞任なされたわけでございます。また、前教育長の安井氏については、当時の教育長が年度途中で急遽辞職されたことにより、教育委員会において話し合いがもたれ、期日つきで教育長職を

お受けいただいたとお聞きしております。同じく期間が満了したため辞任なされました。

その他の3名の教育長につきましては一身上の都合という理由でみずから判断され、その申し出により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づいて教育委員会が開かれ、そこで審議された結果、委員の同意を得て退職されたわけでございます。

また、松田議員の質問において、町長に何か問題があったのかとの件でございますが、仕事を進める中で、私に問題があるわけはございません。このような失礼な質問に対して答える気もございません。

2つ目の石見駅前の都市計画・開発について、事業進捗状況については、廣瀬議員の質問において回答したとおりでございます。

工程につきましては、現在進めております懇話会が平成26年2月ごろに終了し、整備計画についてのご意見等をいただくこととなっております。その先につきましては、他の市町村の取り組みを見てみますと、協議会が設置され、より詳細な議論がされるのが今の流れとなっておりますのでございます。また、懇話会や協議会で議論を行いながら、国の経済対策等ですぐに対応できるいい補助金があれば、そのような補助金をしっかりと活用して進めてまいりたいと思います。

石見駅無人化についても廣瀬議員の質問に回答したとおりでございます。取り組みについてお尋ねでございますが、現在進めておる石見駅周辺整備と駅係員の無配置化の撤回につきましては、別のものとして町としては取り組んでいく所存でございます。

○議長（馬場武信君） 松田君、質問。

はい、松田君。

○7番（松田睦男君） 自席から再質問をさせていただきます。

教育長の件ですが、「おかしいな三宅町」にいろいろと書き込みがされていることは知っておられると思います。もし、知っておられんのだったら、私がここへみんなファイルしていますのでお見せします。

町長、教育長の任期は4年ですね。町長は現在2期目で6年目に入っておられます。その間、5名の教育長が辞任されています。初代教育長は池口さんで、川西町の教育委員をやめて三宅町の教育長になられた方であります。わずか6カ月で辞任されました。このとき、議会が、池口教育長が議会に出席しないことはけしからんと言って謝罪を求めた経緯もございます。私は反対をいたしました。が、多数決でそういうことが議会で行われました。

2代目は前の岩井教育長で、式下中学校が三宅町の管理になるから、そこでお願いしたと

のことでした。この方は三宅町小学校でラジオ体操をやめて三宅っ子体操を導入された方でございます。小学4年、5年、6年生が夏休みに曽爾高原にキャンプに毎年行きます。県内外の小中学生と交流し、いろいろな体験をしますが、そこは当番制で毎朝国旗を掲揚し、そしてラジオ体操が行われ、そこでの1日が始まります。三宅小学校の参加者はラジオ体操ができなかった事件が発生しました。それまでは夏休みには近所の寺院や神社や公園などでラジオ体操を行い、地域の方々と交流していましたが、それも現在なくなりました。それを耳にした当時の小学校の校長先生が4年生以上の子供たちに体育の時間にラジオ体操を教えるようにされました。志野町長になって運動会でラジオ体操が復活したことは大きな成果だと思います。

この件で私が一般質問したことがあります。すると教育長は、三宅小学校の先生が子供たちのことを思い、心を込めて生まれた三宅っ子体操のどこが悪いのか、国もその地域に合った体操で、ラジオ体操を必ずしもしなければならないことはどこにも書いていない、また、子供会についても、町子連は上の組織である県子連、近子連、全子連に加入し、活動を行ってまいりましたが、町子連が県子連を脱退したいと、ことが任意の団体だから、申し出があったら認めないと、県下で初めての出来事です。また、体育館の指定管理者の件でもその内容というか、行き先を他へ漏らすなど、教育長としていかななものかと思います。

私は、教育長としては認めるわけにはできませんでしたので、議会では反対をしてまいりましたが、議会がこれを認めました。議会での教育長の挨拶でお手伝いに来ましたと発言、私が一般質問の中でこの件を取り上げたところ、私の一般質問は一切応じないと発言され、この件で議会が、私は、松田議員はけしからんと言って、私を本議会から退席させ、そして決議を通すということもありました。

（「質問から離れているんで」と呼ぶ者あり）

○7番（松田睦男君） 質問、離れていません。関連があるんです。今までこの回答書を見たら、何ですかこれ、このような質問に答える気もありませんと。これはそのまま私、町長に返しておきます、これ。そうでしょう。何で議長、そこでとめまんねん。

○議長（馬場武信君） 関連ある質問してください。

○7番（松田睦男君） 関連あります。私にしたら関連あります。

○議長（馬場武信君） 私、そういうふうに判断しますから、どうぞ、関連だから、再質問を関連事項として質問してください。

○7番（松田睦男君） よろしいか。

○議長（馬場武信君） はい。

○7番（松田睦男君） 3代目の田畑教育長は小学校の校長をやめて、1年3カ月で辞任され、小学校の校長でおられたら、まだ2年も任期があつたのです。4代目の安井教育長は6カ月で、この方は教育長になられたときに、隣の議会に挨拶に行っておられます。我々議員は初耳でした。議会に挨拶もなく、他の町へ挨拶回りされた件です。磯城3町で副町長と教育長の歓送迎会を開いたときに、町長の挨拶の中で、自分から手を挙げてもらった大切な方です、心強いですとのことでした。後日、私は安井教育長と当時の陰山局長と3人で議長室で話し合いを持ちました。私は、当時、福祉文教委員長でしたので、局長には何も言わなくてもよいと、私と安井教育長の話を聞いているだけでよいと、そしていろいろと話した中で、安井教育長は私は志野町長と心中する覚悟でいますとのことでありましたので、私はわかりましたと、頑張ってくださいと言って終わりました。

5代目は松並教育長です。実質3カ月、正式には6カ月、松並教育長も安井教育長同様、議会には何も挨拶がなく、名刺を配布されました。私は、福祉文教委員長でしたので、委員長として2人で事務局で話し合いました。「教育長、あなたはこの三宅町の教育長をよく引き受けられましたな。志野町長政になってから、あなたで5人目ですよ、教育長は。5年間で5人ですよ、何も感じられないのですか。」私は本会議場で町長へ質問しました。三宅町に多くの校長や教頭、あるいは先生の経験者がいる中で、なぜ大和高田市からですかと、町長の答えは、県とのパイプが太いからという答弁でした。私は、岩井教育長以外の教育長とは個人的に話し合いを持ちました。どの教育長も同じような感じのことを言っておられました。ちまたでは、次の教育長のうわさが流れています。志野町長、ここは十分に熟慮に熟慮を重ねられ、事に当たられたほうが身のためと、老婆心ながら申し上げておきます。

以上です。

○議長（馬場武信君） 結局、松田君、何を質問したいんですか。

○7番（松田睦男君） この回答内容では不十分だから、今までのいきさつを私は説明したんです。

○議長（馬場武信君） はい、それで、求めるのは、町長に何を求めたいんですか、回答は。回答は、何が質問したいんですか。質問内容は何ですか。まとまってください。

○7番（松田睦男君） 町長には、私には何ら問題ありませんと、はっきり言うておるでしょう。

○議長（馬場武信君） だから町長が問題あるということですね、質問は。

- 7番（松田睦男君）　　そうですね。
- 議長（馬場武信君）　　そうですね、それだけです。
- 7番（松田睦男君）　　そうでしょう。
- 議長（馬場武信君）　　いいですね。
- 7番（松田睦男君）　　それに至るまでの経過を、この5人の方のことを、私は述べたんです。
- 議長（馬場武信君）　　じゃ、結構です。それで結構です。はい。回答を求めますか。
- 7番（松田睦男君）　　回答を求めますよ。
- 議長（馬場武信君）　　はい、町長、念のために再回答、もしあれば、あれば何か。いや、何かあればどうぞ。一言あればどうぞ。
- 町長（志野孝光君）　　問題があるについては、先ほど回答したとおりで問題ありません。あと、今、いろいろ熱のこもったご意見、「おかしいな三宅町」含め、熱のこもったご意見を頂戴いたしました。が、全て松田議員の個人的な熱のこもったご意見だと思いますので、回答はいたしません。
- 議長（馬場武信君）　　はい、ご苦労さまです。
- はい、どうぞ松田君。
- 7番（松田睦男君）　　傍聴さんも来ておられますので、5年間で5人も教育長がかわって、これが町長に何ら問題ないと、これ皆さん方、皆そうお思いですか。恐らくちまたでは、これは町長に問題あるというのが大方の意見なんです。そしてここで、このような質問には答える気はありません。て、何を高飛車に出ておるんですか。三宅町の子供は国の宝、三宅の宝でしょうが、そのトップがころころかわって、三宅町教育どないされるんですか。それにも答えられないんですか。
- 議長（馬場武信君）　　はい、よろしいか。一応、町長のほうは、先ほどもう失礼な質問に答える気はない、これが町長の答えです。
- はい、松田君。
- 7番（松田睦男君）　　あなたは三宅町の、議会の代表者ですよ、議長ですよ。その方が町長の言ったことが正しいと思うて、今、発言されるんですか。そこ、はっきりしてください。
- 議長（馬場武信君）　　あなたの質問に答える必要はございません。ほかに、真つ当な質問だったらどうぞしてください。
- どうぞ、松田君。
- 7番（松田睦男君）　　どこが真つ当でないんですか。そこ指摘してください。具体的に。

○議長（馬場武信君） 先ほどの松田君の質問の中で、質問じゃなくて、るる経緯を、それも松田個人の経緯を、また個人間、両者間の2人の話し合いをるる説明されただけであって、何が問題なのか提起されてなかったように、私は受け取ります。それで、松田君の質問はあくまでも5人がかわられたことに関しては町長いかがですかという質問があつて、町長はそれに対してるる説明されました。2名に関しては任期が来たと、あとの3名に関しては個人の、一身上の都合でやめられたと。その次の、失礼な、町長に何があつたんかと、何か悪いことしたんかという質問に関しては、町長はちゃんとこのような失礼な質問には答える気はありませんと、これが答えで、これ以上でも以下でもないと思っております。

はい、どうぞ。

○7番（松田睦男君） どこの行政でも、その町長の任期中に5人も教育長がかわったという例は、私が調べた範囲ではどこでもありません、これは。そやけれども、これはやめられた教育長の名誉もありますので、私は深くは言いません。だけれども、皆同じようなことを言われております。教育長という方は教育に長年勤められて、それで校長まで務められて、そして三宅町の教育のためにとって来られた方です。そして、ある人は小学校の校長をやめて教育長に、隣の町の教育委員をやめてそして三宅町に、そういう方々がこぞってやめられたということは、それは5人とも、その中に問題はあるとは私は思われたいです。だから、そこを、町長が私には何も問題ないと言われるのであれば、それはそれで結構、それはまた地域住民にも、これを広く知っていただきます。先ほど議長はやっぱ議員の言うことに重きを置いて議事を進めていただきたい。

○議長（馬場武信君） 私は公平に進めております。

○7番（松田睦男君） それは公平とは言えません。

○議長（馬場武信君） それは個人の主張です。

はい、ほかにありませんか。これに関する正しい質問があつたら許します。ないですか。

いいですね。はい。ありますか。

どうぞ松田君。

○7番（松田睦男君） 次に、石見駅前の都市計画開発について、これも、行政側もちゃんと手続を踏んでおられますが、この前も、この無人化について、近鉄では、さっき廣瀬議員もありましたように、11月21日付で、そして12月21日より当駅は無人化になりますと、大きな掲示が出されています。そして、特に石見の住民にとって、石見駅設立までの歴史もあり、土地の提供等深いものがあるわけです。行政側は近鉄駅周辺整備機構策定懇談会を発足され、

千田稔先生を委員長に、石見の総代が副委員長、そしてPTA、婦人会、老人クラブ代表、そして地権者2名、学識経験者1名による会合等を開催し、アンケート調査等も行っているようです。

この石見住民に、副委員長にどのようにやっているのか尋ねたところ、全然まともな回答がなかったわけです。なぜかといいますと、少数人員で物事は決めなければ、多人数で何も決められないという発言があり、地域の住民はかなりの怒りを感じていました。まず行政の行いは一応の筋は通っていると私は思います。これはこれでいいと思います。しかし、そこになった代表の方は、その自分の組織の役員さんなりに、こういうことですよという説明をして、そしてそこでその組織の意見を酌み上げて、そしてこの会に臨むんでしたらいいですけども、そういうことを一切しない。だから行政に落ち度はないけれども、このメンバー自身が、この自分の意見で事を進めているということで、地域の方は非常に怒りを感じています。

こういう問題は、議会と行政側と話をするんじゃなくて、地域に出て行って、今こうなっているよと、こういうことですということをこまめに説明会を行うべきだと思うんです。それもなしに、ここらでちょっちょつと話してそれで進むということは、これはやっぱり私はどうしても納得できません。

そやから、先ほどもありましたが、廣瀬議員に申したとおりでありますなんていう回答をいただいていますわ。あの回答では私自身は納得できません。だから、この駅前周辺整備のことについては、予算化もされ、そして人員も3名、その前には県から1名と、呼んでこれに当たらずということで、それからその経過報告は何もされていません。だからそこらも含めて、この問題は、私、近鉄側にちょっと問い合わせたところ、これは社の方針ですと、そやから行政にもそういうことは伝えてありますと、だからうちは法に基づいて11月21日に掲示し、そして12月21日からこれを実施しますという返事でありました。

今までは、いろいろそれは地域住民もやっております。町はどういうことを行政が近鉄に要請して、どういうことをやってこられたかという、その経過は議会で示すべきだと思います。

以上です。

○議長（馬場武信君） 今、松田君、再質問されましたね。だから松田君の質問の中では、先ほどの何か細かな副委員長がどうのこうのというところは、本来議会と関係は、問題ない事案なんです。最後の問題は、松田君の本来の質問の趣旨は、行政としてはどういうことをし

たか、これだけの問題だと思うんです。だから、質問の仕方を今後簡略にして、そういうことで、頭に置いておいてください。

はい、何か。川口君、関係ない。座って。

○7番（松田睦男君） これ、私は、行政側は一応手続は踏んでおると思いますよ。これは。これは、そうでしょう。そういう懇談会を開いて、そして広く意見を求めてされている。これ行政側には落ち度はない、そやけど、もう一言、前にあって、そしてそういう団体の長やら代表者には、あなた方は、持ち帰って、これを検討して、そしてまた次の懇談会で話してくださいよと、そこまでしていただいたら私はいいと思う。そやけれども、私はこのメンバーに問題があるということだけ言いたかっただけです。

○議長（馬場武信君） 今の話は、あくまでも松田議員の要望ということで、行政に問題はないと松田自身がおっしゃっていますので、質問になっておりません。

ほかにないですね、松田君。これだけですな。

ちょっと待って、松田君。

川口さん座って。座って川口君。はい、場が違います。川口君座って。

以上で一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査について

○議長（馬場武信君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査いたすことにしたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、志野町長より挨拶を受けることにいたします。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第4回定例議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例議会に補正予算4件、条例の改正案1件、指定管理者の指定案1件、規約の変更案等2件の議案について慎重ご審議をいただきました。指定管理者の指定案1件については否決されましたが、それ以外の議案につきましてはご可決をいただき、ありがとうございます。

指定管理者の指定につきましては、当該施設の基本理念を踏まえ、運営維持管理について独創的かつ恒常的安定経営と運営経費の縮減等に資するため提出をさせていただきましたが、ご理解を得られず、残念ながら否決という結果となりました。再度、指定管理者の公募を行い、提出予定を考えておりますので、その節はよろしくお願いをいたします。

なお、先ほど松田議員より25分の説明では不十分との意見がございましたが、議員においては、町民にない調査権という特別な権利が与えられております。議案書の配付後において十分調査する時間が私はあるように思います。そこでわからないであるとか、説明は不十分であるというのではなく、ご自身がその時間内で調べ上げていくのも議員活動であったり、議員の本務であるのではないかと私は思います。

私も議員をやっておりました。経験豊富な松田議員には失礼かと思いますが、決して25分の説明ではなかったことを私は申し添えさせていただきたいと思い、また今後も積極的な議員活動を行っていただきまして、こういう町の新しい取り組みにはご理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

今後とも町政の発展のために、議員皆様方におかれましては、一層のご理解並びにご協力をお願い申し上げますとともに、年末を迎え何かと忙しい時期ではございます。どうぞご自愛いただきますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（馬場武信君） ありがとうございます。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

4月の臨時会より議長を務めさせていただき、本第4回12月定例会まで、議員の皆様方のご協力により無事議了できましたことを心から厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上で、平成25年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員